

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に飯野幹夫農業委員、鈴木圭一農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に荒井農業委員会事務局長、書記に小宮山農業委員会事務局次長、大室主査、中山主任を任命した。

4 議 事

議案第30号

農地法第3条の許可申請について

議案第31号

農地法第5条の許可申請について

議 長 議案第30号と議案第31号は関連する議案のため、一括審議とする。事務局に説明を求めた。
事務局 議案書を朗読した。議案第30号申請番号1、地区は平方地区、所在は大字平方字雨沼の2筆、権利は区分地上権である。地目は登記、現況ともに畑。申請事由は営農型太陽光発電による区分地

上権の設定である。

申請番号2、地区は平方地区、所在は大字平方字雨沼で、地目は登記、現況ともに畑。営農型太陽光発電に伴う通路部分にケーブルの埋設を行うための区分地上権の設定である。

議案第31号申請番号1、地区は平方、所在は大字平方字雨沼の3筆で、権利は使用貸借権である。地目は登記、現況ともに畑。形態は一時転用、用途は営農型太陽光発電施設での、太陽光パネル設置に伴う支柱杭、単管柱、引込柱となっている。開発許可は不要で、農振農用地のため適合証明を取得している。

申請番号2、地区は平方、所在は大字平方字雨沼、権利は使用貸借権、地目は登記、現況ともに畑である。形態は一時転用、営農型太陽光発電施設設置に伴う工事用通路で、表土を削って整地する計画となっている。通路幅2mで、太陽光パネルを設置する際の工事車両が通るための一時転用である。開発許可は不要で、農振農用地のため適合証明を取得している。

議案第30号申請番号3、地区は大石地区、権利は区分地上権で、所在は中分一丁目である。登記、現況ともに畑の3筆である。営農型太陽光発電による区分地上権設定で、平成27年にパネルを設置し、平成30年に1回目の更新、今回は2回目の更新手続きになる。

議案第31号申請番号3、地区は大石地区、権利は区分地上権で、所在は中分一丁目である。登記、現況ともに畑の3筆である。形態は一時転用、用途は太陽光パネル設置に伴う支柱杭と引込柱の一時転用である。開発許可は不要で、農振農用地のため適合証明を取得済である。

地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

議
(報

長
告)

議案第30号申請番号1・2、議案第31号申請番号1・2について、國嶋推進委員が報告した。11月23日(火)に地区担当委員4名で現地調査を行った。現地は公民館南側の細い道の突き当りにあり、道路に接していないため、工事のために敷地を借りて工事をするということだが、土地所有者の許可を得て搬入に際しての出入りが可能となっている。土地選定理由書を朗読した。

議案第30号申請番号3、議案第31号申請番号3について、藤波農業委員が報告した。現地は支所の西側で、きれいに整理されており、里芋・ショウガなどの作付けが行われている。

議長 議案第30号申請番号1・2、議案第31号申請番号1・2の申請人に、入室及び自己紹介を促した。

議長 新木農業委員 <申請人入室、自己紹介>
本件について意見を求めた。

申請人 工事を行う際、鉄板敷き等が一般的だと思うが、入り口部を10cm掘削して2m幅の進入路を設け、残りの2mに工事残土を置くことにした経緯を伺う。また、工事計画に引込柱があるが、現地には既存の引込柱があり、既存の引込柱の地権者へは説明をしているのか伺いたい。

申請人 まず引込柱については、図にあるところに建てたつもりであったが、誤って建ててしまった。地権者へは事情を説明したが、東京電力が既に線を繋いでおり、改めてポールを立てて線を繋ぐことを依頼している。支柱を抜くには東京電力の許可が必要なため、早急に対応をお願いしており、地権者へは事情を説明している。

新木農業委員 貴社所有農地内に太陽光発電の支柱や単管柱設置工事にあたり、用地のうち幅2mを10cm掘削する計画で、そこを車両が通行する予定のようだが、事前に隣接地の地権者へ説明をしているのか。

申請人 借りにあたって、現地で地権者立会いのもとで掘削に関しても説明している。

新木農業委員 地元委員として23日に現地調査し、地権者とも話をして確認した中では、10cm掘削して2mの方に置くような話はなかったと伺っているが。

申請人 我々としては、地権者と現地に立ち会ったうえで、話し合いをしたという認識でいる。

新木農業委員 掘削した上にシート等を敷くという考えで良いのか。

申請人 そのとおり。

新木農業委員 工事を行う車両等の重量はどの程度のものか。

- 申請人 車両の通行ではなく、まずは重機が1度入る予定である。コンマ1.5という小さい重機を入れ、杭や資材に関しては人の手で運び入れる。重機を使って資材の移動と工事を行う。
- 新木農業委員 申請時の添付資料にある重機を使用するというので良いのか。
- 申請人 そのとおり。
- 新木農業委員 利用計画図のパネル設置予定か所の右側に貯水タンクとあるが、このタンクに溜める水はどのような方法で漲水するのか。
- 申請人 太陽光パネルに傾斜がついており、そこに雨どいを付けて雨水を貯水タンクに集める形である。
- 新木農業委員 365日1年中雨が降っているわけではないが、雨水だけを利用するという事なのか。
- 申請人 図面にある地権者の畑から水道水を借りて、雨水と水道水の両方を使う予定となっている。しかし、シイタケ栽培では最初の菌床を浸水させる際に水を多く使うが、それ以後は1日3回程度霧状にして噴射する程度で水を多くは必要としないため、充分間に合うと試算している。
- 新木農業委員 申請書の中に、パネルを撤去する際は費用負担すると明記されているが、太陽光パネルを撤去するのは、どのような場合が考えられるのか。
- 申請人 固定買い取り価格制度を利用した太陽光発電で、買い取り期間が20年となっており、20年後に制度が終了すれば、撤去という形になると思う。
- 新木農業委員 太陽光発電は20年間で、その後においては施設を撤去するという事か。
- 申請人 そのとおり。
- 新木農業委員 その後もシイタケ栽培は継続されると思うが、遮光の関係もあり、その場合はどのように考えているのか。
- 申請人 パネルメーカーによれば25年の耐久が保証されており、制度が20年で終わったとしても、残り5年間は自家発電で使うことができる。20年経過して、さらに5年継続するかどうかは、20年後にならないとわからない部分もある。メーカーの保証期間が25年までであるので、そこまで使

う予定であるが、パネルの劣化状況により、一部撤去しなければならないことも考えられ、部分的な交換など手当てして、充分使うことができるかと思う。

新木農業委員 太陽光パネル設置に際して資材の運搬車両等があると思うが、有効な幅員が広くないため搬入車両の置き場であるとか、シイタケ栽培や発電施設のメンテナンス時にも、車両置き場が必要になって来ると思われる。計画では道路に接していないので、この図面の所を通過していくことになると思う。また、シイタケの収穫時には、関係社員の駐車スペースが必要になるかと思うが、どのように考えているのか。

申請人 図面にある地権者の協力が必要になってくると思うし、地域の方々の協力も必要になって来ると思うので、関係者との協力をしっかりとって、メンテナンスや収穫を行っていくつもりである。この点については、まだ完全に方向性が決定していないが、協力はお願いしていく。

新木農業委員 せっかく営農を開始するのだから、地域の方とトラブルが生じないように、十分に説明して理解を得るようにお願いしたい。営農計画は素晴らしい計画だと思う。最初の菌床ブロックの重さを1.8kgにするには、2～3時間浸水する計画になっており、2回目に水に浸すと時間が倍になっているが、2回行わなければならないのか。

申請人 サイクルとして2回収穫をすることで、収支を合わせることを考えている。

新木農業委員 2回目の方が水に浸す時間が長くなっているということか。

申請人 菌床の種類によって、水の吸いやすさには差があるので、必ずしも守らなければならないということでもない。

市村推進委員 シイタケの菌床栽培で、パネル下に施設を作るということだが、どの程度の施設を作るのか。

申請人 配置図をご覧くださいと、太陽光パネルが3列並んでいるが、その下に簡単なビニールハウスのような形に囲い、周囲に黒い遮光ネットを巻いて、その中に棚を設け、30cm程度の菌床シイタケを順次並べていく。本庄市で営農型太陽光での栽培を行っており、今日の午前中に撮影してきた写

真を用意しているのでご覧いただければ、状況がわかると思う。

市村推進委員

シイタケの生育条件は15℃前後で、発電した電力を使うのではなく、売るものは売り、買うものは買うというので、採算がとれるのか。

申請人

シイタケ自体は生育に適切な温度が15℃くらいとされている。ビニールハウスだけでは、当然適温は維持できないが、あえて過酷な環境にすることで、肉厚で軸の太いシイタケができるので、成長は遅いが、環境をやさしくせずにシイタケの生産を行っている。日によって温度は変わるが、基本的に10℃以下になっても、成長は遅いがシイタケは出てくるので、そのような品質のシイタケを作っていく。

市村推進委員

生産計画上は、中で順繰りに回しながら1年中同じ収量を得られるようになっているが。

申請人

計画では10月頃から始めて5月末頃までの生産で、種付けというより菌床シイタケを仕入れて並べていく。夏の間は暑すぎるのでやらない計画である。

市村推進委員

本庄市でもシイタケを栽培しているとのことだが、資料にはこれからも上尾で営農するという文言が記載されている。何故上尾のこの土地なのか伺いたい。

申請人

かなり以前の話にはなるが、地権者から耕作放棄地で手が付けられない農地を活用して、自然再生エネルギーにつなげて農地を活用したいという相談があり、本庄市や上尾市、それ以外の埼玉県内で探している中で地権者から依頼されたのがきっかけとなり、5～6年の付き合いになる。

市村推進委員

お互いにウインウインの関係になっている。

申請人

農地を購入したことで、地権者からも喜ばれている。

市村推進委員

先ほどからも話題になっているが、この土地に出入りする土地がなく、入口の地権者とは使用貸借契約を交わさず、自由に使えるということになっているのか。

申請人

地権者とは直接土地の使用契約を結び、20年の期間を設定している。

市村推進委員

地権者の同意を得ているということによろしいか。

事務局 3月26日付けで締結された同意書が提出されている（同意書を朗読した）。農地の隅を丁度赤道のような形で通らせてもらうということで、通路としての特別な契約ではなく、同意という形で成立していることを確認している。

市村推進委員 収穫に際しては小型車両等で通るのか。

申請人 この場所に車両は通らない。

市村推進委員 収穫物はどのように搬出するのか。

申請人 外まで全て手で運び出し、地権者に協力を頂いて車両で運搬したいと考えている。

藤波農業委員 自分は観葉植物の栽培を行っているが、15から20℃くらいが適温ということだが、陽気によっては天窓を開けてもハウス内が30℃くらいになる。私の担当地区の農家でも太陽光パネルの下でお茶やブルーベリー栽培をやっている。シイタケは半日陰なので適材適所ではないかと思う。そうした中で気がかりなのが、高温多湿のハウスの中で、青かびなどの雑菌の繁殖が危惧されるので、ある程度の消毒というか、殺菌剤が必要なのではないか。

申請人 殺菌剤は使わずに1日数回の換気を行い、青かびが発生したらその菌床を外に出して削り、カビの繁殖を抑制する。シイタケも菌なので、殺菌剤を使うとシイタケも死滅する可能性があるので、殺菌剤は使わない方がシイタケにとって良いと考えている。

藤波農業委員 しかし、環境によっては青かびがすぐに出るのではないか。

申請人 状況によってはすぐに出るので、その辺は気を付けている。

市村推進委員 3人程度を雇用するような計画だったと思うが、それで採算が採れるのかということと、管理できるのかということ伺いたい。

申請人 現在本庄市で2人雇用している。上尾でも2人追加する予定でいる。採算自体はぎりぎりだが、これからシイタケの販路を開拓し、それなりの収支になると思っている。

國嶋推進委員 トラブルを起こさないためにも、地権者と調整して駐車スペースを確保した方が良いと思う。手

申請人 前の公民館付近に車を止めたりすると近隣の迷惑になる。また、水道の使用は考えているのか。
水道を引くつもりはない。

國嶋推進委員 かなり水は使うのではないのか。

申請人 最初は水が必要で、例えば浸水作業は地権者さんの土地で作業した後に運搬する。その後の管理は霧吹きなどでできるので、水道を引くまでではないと考えている。

國嶋推進委員 了解した。作業をする際に車が集中して、トラブルにならないようにお願いしたい。

市村推進委員 現地で作業に当たる方は経営者ではないので、國嶋推進委員からも話があったが、近隣の方とのトラブルがないようにお願いしたい。

議長 助言というわけでもないが、國嶋推進委員からも話が出ていたが、道路幅が広くない場所で、作業車両が何台も通って作業をしているとなると、近隣から違法駐車で通報があるようなことになりかねない。近隣への挨拶回りは済ませているのか。

申請人 全て回ったわけではない。

議長 気を付けて対応されて方が良いと思う。その他に質問がないようであれば、質問時間は以上とする。

議長 申請人に退室を促す。
＜申請人退室＞

市村推進委員 事務局への質問だが、引込用とか支線用の電柱を引く際に除外が必要という話があったが、東電が新しい電柱を引く場合は申請の必要があるのか。

事務局 東電が電柱を立てる際は、申請等は不要で、事業計画書を農業委員会に提出すれば済む。

議長 次に申請番号3について意見を求めるが特に無かった。
議案第30号、議案第31号は一体の案件で、議案第31号の県許可となることが条件となることを踏まえ、採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第 3 2 号

特定農地貸付けの承認申請について

議 長
事 務 局

議案第 3 2 号について事務局に説明を求めた。

現地はすでに区割りされて作付けがある状態にあり、通常であれば許可後に区割りするのが普通であるが、そうした経緯での申請となっている。議案書を朗読した。申請番号 1、地区は大谷地区、所在は大谷本郷字南久保、地目は登記、現況ともに畑の 1 筆である。市街化区域内の農地であるが、生産緑地ではない。

申請番号 2、地区は大谷地区、所在は大谷本郷字南久保、地目は登記、現況ともに畑の 1 筆である。市街化区域内の農地であるが、生産緑地ではない。

議 長
(報 告)

地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

大谷地区の吉澤推進委員が報告した。現地調査を担当委員 3 名で 1 1 月 2 3 日 (火) に実施した。申請番号 1 は、区画ができており、整然と野菜が作られていた。現地は問題ないと考えられる。遅延理由書を朗読した。申請番号 2 は、良く管理されており、農地としては問題ない。遅延理由書を朗読した。

議 長
新木農業委員
事 務 局
議 長

本件について意見を求めた。

本件の特定貸付け農園について、利用区画数と面積について伺う。

申請番号 1 は 1 区画概ね 7 5 m² で 6 区画、申請番号 2 は 1 区画 8 0 m² で 3 区画となっている。

本件について他に意見を求めるが特に無かったため、議案第 1 5 号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第 3 3 号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議 長
事 務 局

議案第 3 3 号について事務局に説明を求めた。

議案書を朗読した。申請番号 1、地区は大谷地区、所在は大谷本郷字前原の 3 筆で、いずれも地

目は登記、現況ともに畑となっている。植木畑から車で搬出するためのコンクリート舗装部分を除いての申請となっている。納税猶予区分については相続税、続柄は夫婦である。

- 議 長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。
- (報 告) 大谷地区の吉澤推進委員が報告した。現地調査を担当委員3名で11月23日火曜日に実施した。現地は植木畑で、ドウダンツツジ、ハナミズキ等が植えられている。植木畑として管理されており、問題はないと考えられる。
- 議 長 本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第33号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第34号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

- 議 長 議案第34号について事務局に説明を求めた。
- 事 務 局 議案書を朗読した。申請番号1、地区は上平地区、所在は大字上字町谷の1筆で、地目は登記、現況とも畑である。事由は事由発生者の死亡、続柄は夫婦である。従事日数は事由発生者が300日、申請人が100日となっている。
- 申請番号2、地区は大谷地区、所在は大谷本郷字前原、地目は登記、現況とも畑の2筆である。事由は事由発生者の死亡、続柄は夫婦である。従事日数は事由発生者が300日、以下300日、150日となっている。
- 申請番号1は栗が植えられ、下草も管理されており問題ない。申請番号2は植木が植えられており、特に問題ないと事務局では考えている。
- 議 長 本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第34号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第 35号

議 長
事 務 局

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

議案第 35号について事務局に説明を求めた。

議案書を朗読した。申請番号 1、地区は大谷地区、所在は堤崎、地目は登記、現況とも畑の 9 筆である。

申請番号 2、地区は大谷地区、所在は戸崎、地目は登記、現況ともに畑の 11 筆である。

現地の状況は、申請番号 1 は自宅前の農地で、作付けはされていないが管理はされている。申請番号 2 は荒れている所はなく、作付け或いは耕うんされており、事務局としては特に問題ないと考えられる。

議 長

本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第 35号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第 36号

議 長

令和 3 年度 11 月期農用地利用集積計画の承認について

関係する農地利用最適化推進委員に対し、上尾市農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づき一時退室を促し、担当課である農政課に説明を求めた。

<関係委員退室>

農 政 課
新木農業委員

制度について説明し、議案書を朗読した。

総括表の総筆数・総面積が 9 月期よりも減っているが、期間満了に伴って再設定されなかったのか。

農 政 課
新木農業委員

今回更新しないということで規模縮小になったもの、また、更新せずに期間満了したものもある。それは農業生産法人の筆なのか。

農 政 課

農業生産法人ではなく、個人営農で、自己所有地以外の耕作が難しくなり、計画的に規模を縮小していったものである。

- 議 長 新規就農にて利用権設定を受ける申請人の入室を促した。
＜申請人入室＞
- 申 請 人 自己紹介を行った。
- 市村農業委員 非常に洗練されたプレゼン資料で、色々と学んでこられているのがわかるが、なぜミニトマトの生産なのか。収穫に手間がかかる割に消費がなくサラダに使うぐらいなので、なぜミニトマトなのか伺いたい。
- 申 請 人 なぜミニトマトなのかというと、新規就農するにあたり、資料にも書いてあるが、野菜の中では売り上げがあり、農林水産省の統計では儲かるということになっていて、ポテンシャルがある。また、施設園芸の中で環境整備のような事を試みて収量を上げ、甘くおいしいトマトを作りたいという思いがある。いままで電機メーカーに勤務しており、その知見も活かせるかと思う。その辺も考慮しミニトマトは自分に合っていると考えた次第である。
- 農 政 課 補足説明になるが、資料の中にトマトの価格表があり、トマトの糖度と価格は比例関係にあり、高糖度トマトについてはある程度の利益が見込めるということをご自身で研究されている。
- 申 請 人 現実的な話で、甘いトマトは高い金額でも買ってもらえるイメージがある。トマトの価格は夏秋春と変動するので、8月の時点でスーパーに行って調べた資料である。縦軸がグラム単価、赤い丸は大玉トマト、青い丸がミニトマトを示している。その結果、大玉トマトよりミニトマトの方が糖度を上げやすく、グラム単価では消費者は糖度が高ければ高い値段で買っている。糖度の低いものは値段も安い。また、自分の営農スタイルとして有機 JAS を取得しようとして勉強している。肥料や農薬も定められたものしか使えないが、有機で作ればいろいろな人に買ってもらえる。有機栽培は3年間の経験が必要となるため、まずは糖度の高いトマトを作り、3年目で有機 JAS を取得して、レベルの高い農業を目指そうと考えている。
- 市村推進委員 ミニトマトは収穫も大変で、大玉トマトが1個100円として、ミニトマトだと10個取らなけ

ればならない。有機 JAS を取得したりネーミングを考えたりするのは素晴らしいと思う。知り合いが練馬で1反ぐらいのハウスでトマト栽培をやって年間1500万円程売り上げがあるが、住宅街の中で自動販売機5台くらい並べて、昼頃までには全部売りつくしてしまう、そういう売り方を考えないと大変だと思う。また、バッグ培土での栽培ということだが、この規模での栽培になると毎年1000バッグ程度が産業廃棄として出ると思うので、その受け皿を作っておく必要があるのではないか。

申請人 農地を借りてそこに選果場を作ろうと思っていたが、都市計画では建てるのが難しいとのことで、上尾市内に仮設事務所のような形で選果場を設置し、自動販売機を置いて産直で新鮮ということパッケージで謳いながら売り上げていくことを考えている。培土に関しては、肥料メーカーの培土27リットルのバッグを900バッグ使い、一つのバッグを5年間使う予定でいる。連作障害も起きないことを確認している。基本的には溶液栽培だが廃液も出ず、有機で作れるというメリットも大きい。有機 JAS もこれなら認証が取れるということを確認機関に確認している。環境負荷をかけない栽培方法であると考えている。

新木農業委員 以前にも計画を伺ったので最終的な確認だが、選果と出荷場を上尾市内で行うとのことで、資料にはゼロアグリを利用して灌水するとあるが、灌水と追肥の両方ができるのではないかと思うが。

申請人 資料はゼロアグリだが、今考えているのは誠和というメーカーの複合環境制御装置で、そのコントローラーが灌水、CO2濃度、温度を複合的にコントロールする機械がある。環境制御はドリッパーで養液を垂らす方式だと有機 JAS 認証が取れないので、肥料は有機肥料をスコップで一つ一つ原始的に施肥を行う。手間は発生するがその分おいしいトマトができると思っている。灌水は自動で日射量に基づいて行い、施肥は個別に行う。

新木農業委員 灌水で利用する水分の関係はどのように考えているのか。

申請人 灌水量が多ければ下に流れることになるが、実際の農場ではほとんど流れていない。27リット

ルの中で植物の蒸散と普通の蒸発を合わせて完結する仕組みになっており、廃液も基本的には出ないようになっていて完結している。

新木農業委員
申請人

計画では今回1700㎡の利用権設定ということで、結構広い面積があるが。

周囲は54アール程あり、そのうち17アールを借りている。有機なのでアザミウマが入らないように防虫ネットを設置し、周囲の除草を行う。3年経った段階で周囲の農地も併せて借りたいと考えている。10アールのハウスを基本としており、周辺の除草も乗用の草刈り機を購入していきたいと考えている。

新木農業委員
申請人

作業従事者は何人くらいいるのか。

自分が植え替えと管理を行い、パート2名を予定している。自分が年間1800時間、残り2400時間で年間1200時間をパートでお願いしようと考えている。

議長

本件について他に意見を求めるが特に無かったため、申請人に退室を促した。

<申請人退室>

議長
内田農業委員

その他、本件について意見を求めた。

今回の利用権設定で市内法人がかなり再設定されているが、どの場所を借りているのかわからなくなって、遊休農地になっている可能性のある農地が出るのが危惧されるが、農地パトロールの利用状況調査の中でそういった農地はなかったのか。

事務局
農政課

今回の農地パトロールの結果では、遊休農地という扱いはなかった。

この法人は利用権設定の補助金を活用していることから、担当課でも現地確認を行っており、問題はない。

内田農業委員
農政課
議長

これだけの規模を利用権で借りていると大変なのではないか。

2年ほど前に入社した方が体系的にまとめて農地を管理できる体制を構築している。

本件について他に意見を求めるが特に無かったため、議案第36号について採決を行ったとこ

議 長 　　ろ、賛成全員で承認することを宣した。
　　一時退席の委員に入室を促した。
　　<関係委員入室>

議案第 37 号 上尾市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について

議 長 　　議案第 37 号について担当課である農政課に説明を求めた。
農 政 課 　　制度について説明し、議案書を朗読した。

事案番号 1、地区は平方、所在は大字平方字東谷で、地目は登記、現況ともに畑、除外の事由は自己用住宅敷地（分家）で、事業計画者は市外の個人である。

事案番号 2、地区は平方、所在は大字上野字富士で、地目は登記、現況ともに畑、除外の事由は道路敷地で、事業計画者は市内の個人である。

議 長 　　地区別に事案説明と現地調査の報告をお願いしたい。

(報 告) 事案番号 1 について、平方地区の國島推進委員が報告した。11月23日（水）に平方地区担当委員 4 名で現地調査を行った。平方地区の委員として現地は問題ないという認識である。

議 長 　　変更理由書については各自で一読済みと思うので、読み上げは省略とする。

(報 告) 事案番号 2 について、平方地区の新木農業委員が報告した。11月23日（水）に平方地区担当委員 4 名で現地調査を行った。平方地区の委員として現地は問題ないと判断した。

議 長 　　次に大石地区。

農 政 課 事案番号 3、所在は藤波一丁目、地目は登記、現況ともに畑、除外の事由は駐車場敷地の拡張で、事業計画者は市内の法人である。

事案番号 4、所在は大字畔吉字本村、地目は登記、現況とも畑、除外の事由は自己用住宅（分家）で、事業計画者は市内の個人である。

事案番号5、所在は大字領家字宮内、地目は登記、現況とも畑、除外の事由は事業用地の敷地拡張で、事業計画者は市内の法人である。

- 議 長 現地調査の報告を求めた。
- (報 告) 事案番号3について、大石地区の山岸推進委員が報告をした。11月23日(水)に大石地区担当委員5名で現地調査を行った。境界杭が設置され、下草等は管理されており、問題ない。
- (報 告) 事案番号4について、大石地区の渋谷推進委員が報告をした。11月23日(水)に大石地区担当委員5名で現地調査を行った。現地はきれいな畑になっており、問題ない。
- (報 告) 事案番号5について、大石地区の田中推進委員が報告をした。11月23日(水)に大石地区担当委員5名で現地調査を行った。現地は特に問題ない。

- 議 長 最後に上平地区。
- 農 政 課 事案番号6、所在は大字南字北東谷、地目は登記、現況とも畑、除外の事由は自己用住宅(分家)で、事業計画者は市外の個人である。

- 議 長 現地調査の報告を求めた。
- (報 告) 事案番号6について、上平地区の市村推進委員が報告をした。11月23日(水)に上平地区担当委員4名で現地調査を行った。前畑は両親の畑で、周囲への影響もなく、現地は特に問題ない。

- 議 長 本件について意見を求めた。
- 新木農業委員 事案番号5について、2項道路が残っているようだが、これはどうするのか。
- 農 政 課 図面で南側に道路があり、少し残る形になる。すべて拡張できればよかったが、今回は最大面積を拡張した結果少し残る形になった。残地については農地の状態で使うということを代理人から聞いている。

- 新木農業委員 何とか有効利用はできないのか。
- 農 政 課 現状として、拡張できる最大限の面積で拡張したが、残ってしまったということである。

議 長 本件について他に意見を求めるが特に無かったため、議案第37号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第38号 上尾市農業振興地域整備計画の全体見直しに係る意見聴取について

議 長 議案第38号について担当課である農政課に説明を求めた。

農 政 課

総括表として事案番号1番から23番を掲載している。平方・大石・上平・大谷地区で国・県・市などが公共用地として買収した用地となっている。全体見直しの概要を示した資料で、①公共施設用地の除外、②上尾市農業振興地域整備計画の見直しは、前回、平成14年に実施し、それ以来の修正・見直しによる変更を今年度5月の定例総会で説明しているが、それ以降に修正・訂正したものを今回付している。③農用地区域としての変更はない。面的な変更は公共用地以外にはない。今回の大きな部分としては上尾道路、荒川堤防、その他として県道・市道・河川用地などが除外となっている。最後に資料として除外スケジュールを示しているが、今回の全体見直しについては公共施設の除外ということで、令和4年2～4月に県との事前協議になる予定である。

議 長
新木農業委員

本件について意見を求めた。

質問ではないが、農振計画全体見直しというのは、公共事業による買収箇所を見直すだけでなく、社会情勢の変化や生活環境も変化しており、将来の見通しなども含めて、農業振興地域全体を見直さなければならないので、次回の時には是非大規模な見直しをお願いしたい。

農 政 課

本来であれば、全体見直しを始める前に、各農家へのアンケートや社会情勢の変化、地区の農業状況など基礎調査をもとに全体見直しを図っていく。平成28年度に基礎調査を行って全体見直しを行っているが、今回については公共用地の除外を行った。次回の見直しの際には、基礎調査を行って農業情勢などを見ながら、面的に除外、或いは編入する場所を見直すことも考えている。次回の全体見直しでは、基礎調査を実施して行うように申し送りしておきたい。

議 長 本件について他に意見を求めるが特に無かったため、議案第38号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

5 報告第8号専決処分について

- (1) 農地法第4条の届出の受理について
- (2) 農地法第5条の届出の受理について
- (3) 農地法第4条の届出の取下げについて
- (4) 農地法第18条第6項の合意解約の通知について
- (5) 使用貸借権の合意解約の通知について

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後4時46分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和3年11月25日

議 長

署名委員

署名委員